

○地域警察官による少年事案の処理について

〔平成13年3月21日〕
通達生企発第66号・地発第49号

少年事案の処理分担については、昭和46年7月30日付け、甲通達（防）第42号「当面の少年事案の処理について」により定められているところであるが、地理的条件、住民感情等を考慮すれば、一定の範囲の事案については、地域警察官に処理させることが少年の処遇上望ましい場合があると思われるので、各警察署における少年事案処理の実情を勘案のうえ、次により運用されたい。

記

- 1 警察署から遠隔の地に在る交番または駐在所に勤務する地域警察官であつて、あらかじめ警察署長が指定した者については、次の各号に掲げる事案を処理させることができるものとする。
 - (1) 犯罪少年事案のうち、明らかに簡易送致に該当する事案
 - (2) 触法少年事案のうち、明らかに児童相談所に通告する必要が認められない事案
- 2 前項の指定した者に対しては、あらかじめ教養を実施するとともに事案処理を行わせるにあつては、少年係との緊密な連携を保たせるものとする。